

## 札幌駅交流拠点再整備構想案策定委員会設置要綱

平成 21 年 8 月 6 日  
市民まちづくり局理事 決裁

### (目的)

第 1 条 札幌駅交流拠点再整備構想案の策定に際し、札幌駅周辺地区の将来的なあり方について、専門的見地から協議、検討するため「札幌駅交流拠点再整備構想案策定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討し、札幌駅周辺のあり方に関する提言を取りまとめることとする。

- (1) 札幌駅周辺地区の将来に向けた、まちづくりの方向
- (2) 交通結節点機能のあり方
- (3) 新たな導入機能のあり方
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 都市計画に関する学識経験者 6 人以内
- (2) 経済団体関係者 5 人以内
- (3) 交通事業者 3 人以内
- (4) 行政関係者 5 人以内
- (5) その他市長が適当と認める者

### (委員長)

第 4 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会は、公開を原則とする。

(部会)

第6条 委員長は、委員会の付議を受け、策定に必要な専門事項について、検討及び協議のため部会を置くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会及び部会の開催、運営等の必要事項を協議するため、ワーキンググループを置くことができる。

(関係者からの意見聴取等)

第8条 委員会及び部会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、市民まちづくり局都市計画部都心まちづくり推進室に事務局を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年 1月13日から施行する。